

平成28年4月から

大規模家屋の評価を行う事務所が**変わります**。

愛媛県では、より適正かつ効率的に家屋評価が行えるよう、一定規模以上の非木造家屋の評価事務を平成28年4月から中予地方局課税課不動産評価グループに集約します。

事務所	家屋評価事務	課税事務 ※	申告申請関係
東予地方局 課税課	—	○	○
中予地方局 課税課	○ (集約)	○	○
南予地方局 税務課	—	○	○

※ 課税事務（中予地方局課税課評価分を含む。）は、従来どおり、不動産の所在地を所管する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）が行います。

この件についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

- 愛媛県総務部行財政改革局税務課直税係  
TEL089-912-2201
- 愛媛県東予地方局課税課  
TEL0897-56-1300
- 愛媛県中予地方局課税課  
TEL089-909-8754
- 愛媛県南予地方局税務課  
TEL0895-22-5211

